規制の事前評価書

評価実施日:平成26年8月4日

政策	建設業法施行令の一部を改正する政令案
担当課	土地・建設産業局建設業課 担当課長名 北村 知久
規制の目的、内容、 必要性等	① 法令案等の名称・関連条項とその内容 技術検定の不正受検者に対する措置(建設業法施行令第27条の9関係)
	② 規制の目的 昨今、技術検定において受検資格の詐称等の不正受検が後を絶たない状況にあることから、建設業法等の一部を改正する法律による暴力団排除とあわせ、不良不適格者の排除を徹底し、建設工事の適正な施工を確保するため、不正受検者に対して一定期間内における受検を禁止する等の措置を講ずる必要がある。
	③ 規制の目的に関係する目標a 関連する政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護
	b 関連する施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する 32 建設市場の整備を推進する
	c 関連する業績指標 関18 建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率
	d 業績指標の目標値及び目標年度 関18 90.0%(平成28年度)
	e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 ー
	④ 規制の内容・技術検定の不正受検者に対する措置国土交通大臣は、不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとした者に対して、合格の取消のほか、受けようとした技術検定を受けることを禁止することができることとし、当該処分を受けた者に対し、3年以内の期間を定めて技術検定を受けることができないものとすることができることとする。
	⑤ 規制の必要性 ・技術検定の不正受検者に対する措置 建設工事の適正な施工の確保を図るためには、工事施工の要である技術 者の資格取得が適正に行われる必要があることに鑑み技術検定の公正かつ 適正な実施が確保されるべきであるところ、昨今、技術検定において受検 資格の詐称等の不正受検が後を絶たない状況にある。(=目標と現状のギャップ)
	これは、技術検定に合格した者が不正の方法によって技術検定を受けたことが明らかになったときは、その合格を取り消さなければならないこととされているが、次回以降の受検を禁止することができることとはされていないためである。また、受検中における不正行為者の処分に関する明確な規定についても設けられていない。(=原因分析)このため、技術検定の不正受検者に対して一定期間内における受検を禁

止する等の措置を講ずる必要がある。(=課題の特定) よって、国土交通大臣は、不正の手段によって技術検定を受け、又は受 けようとした者に対して、合格の取消のほか、受けようとした技術検定を 受けることを禁止することができるとし、当該処分を受けた者に対し、3 年以内の期間を定めて技術検定を受けることができないものとすることが できることとする。(=規制の具体的内容) 想定される代替案 受検資格の詐称等を防止するために、受検申請の際に、受検資格を確か に満たしていることの第三者による証明書を提出することとする等受検申 請時に受検資格をより詳細に確認することとする。 規制の費用 ① 当該規制案における費用の要素 a 遵守費用 特になし。 b 行政費用 一定期間内の受検を禁止された者について、適確に把握するための費用 が発生する。 c その他の社会的費用 特になし。 ② 代替案における費用の要素 a 遵守費用 技術検定受検者において、第三者による証明書等受検資格を確かに満た していることを確認するために必要な書類の取得及び提出に係る費用が発 生する。

規制の便益

① 当該規制案における便益の要素

c その他の社会的費用

b 行政費用

特になし。

昨今、技術検定において受検資格の詐称等の不正受検が後を絶たない状 況にあるところ、不正受検者に対して一定期間における受検を禁止する等 の措置を講ずることにより、技術検定の公正かつ適正な実施を確保するこ とで、不良不適格者の排除を徹底し、建設工事の適正な施工を確保するこ とができる。

受検資格を確かに満たしていることの確認に係る費用が発生する。

② 代替案における便益の要素

受検申請の際に、受検資格を確かに満たしていることをより詳細に確認 することとした場合、受検資格の詐称等については一定程度排除すること ができるが、他の受検者の答案をのぞき見るなどの不正行為を排除するこ とはできない。

規制の効率性

当該規制により、技術検定の公正かつ適正な実施を確保することができ、 (費用と便益の関係の分析) ▼不良不適格者の排除を徹底し、建設工事の適正な施工を確保することがで きる。これは、暴力団排除等が規定された建設業法等の一部を改正する法 律(平成26年法律第55号)の趣旨とも一致するものである。当該規制 においては、遵守費用は想定されず、また一定程度の行政費用が発生する ことが見込まれるものの技術検定の公正かつ適切な実施のために必要不可 欠なものであることに鑑みると、過度な負担とはいえない。なお、不正受 検者が一定期間における受検を禁止されることによって本来受けられるべ き利益を一定期間得ることができなくなるものの、このような費用は社会

	的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。したがって、当該規制の便益は規制の費用を上回るといえる。 一方、代替案については、受検資格を確かに満たしていることの第三者による証明書等の取得及び提出に係る遵守費用が生じることに加え、それを適切に確認するために行政費用が生じる上、他の受検者の答案をのぞき見る等受検会場における不正を十分に排除することができないと考えられるため、これを採用することは適当ではない。
有識者の見解、 その他関連事項	中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会おける「中間とりまとめ」において、技術検定において受検資格の 詐称等の不正受検が後を絶たない状況にあることから、工事施工の要であ る技術者の資格取得が適正に行われるよう、不正受検者に対して一定期間 内における受検を禁止する等の措置を講ずるなどの取組により、不良不適 格者の排除を徹底することが必要である旨が記載されている。
事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期	・平成32年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また事後検証までの期間を分析期間とする。
その他(規制の有効性等)	現在、建設業界は、建設工事の施工に関し ①社会インフラや建築物の維持更新時代の到来に伴い、施工実態に変化が 発生。また、一括下請負等、建設工事の施工体制に係る処分事案が頻発。 ②暴力団や見積能力のない業者等の不良不適格者が存在 ③建設投資の大幅な減少による受注競争の激化の結果、ダンピング受注 が増加した結果、下請企業へのしわ寄せや労働条件の悪化等を招き、建設 業者の施工力低下、工事の施工の担い手不足等への懸念が拡大といった課 題が生じている。本規制は、これらの課題に対処し、建設工事の適正な施 工の確保を図るために制定された建設業法等の一部を改正する法律(平成 26年法律第55号)と趣旨を一にするものである。